

ふるさと岩出市応援寄附金返礼品登録申請書(共通返礼品)

年 月 日

| 申 請 者 | | | |
|---|--|---------|--|
| 事業所所在地 | | 事業所名 | |
| 担当者名 | | メールアドレス | |
| 種類 | <input type="checkbox"/> 農産物・加工品、 <input type="checkbox"/> 物品 <input type="checkbox"/> サービス提供型商品 | 電話番号 | |
| 会社概要 | | | |
| 商 品 概 要 | | | |
| 地場産品基 準 | <input type="checkbox"/> 1号、 <input type="checkbox"/> 2号、 <input type="checkbox"/> 3号、 <input type="checkbox"/> 3号イ（熟成肉）、 <input type="checkbox"/> 3号イ（精米）、 <input type="checkbox"/> 3号イ（企画立案） <input type="checkbox"/> 4号、 <input type="checkbox"/> 5号、 <input type="checkbox"/> 6号、 <input type="checkbox"/> 7号、 <input type="checkbox"/> 7号の2、 <input type="checkbox"/> 7号の3イ、 <input type="checkbox"/> 7号の3口、 <input type="checkbox"/> 7号の4 <input type="checkbox"/> 8号イ、市町村返礼品の共通化（市町村名） <input type="checkbox"/> 8号口、県返礼品の共通化（返礼品名） <input type="checkbox"/> 8号ハ、 <input type="checkbox"/> 9号、 <input type="checkbox"/> 99、 <input type="checkbox"/> セット | | |
| <small>※地場産品類型に基づき選択してください。いずれの場合においても、内容について、ヒアリングさせていただく可能性があります。</small> | | | |
| 共通返礼品の取り扱い（8号の場合） | <input type="checkbox"/> 元自治体において、出品していることを確認済み <input type="checkbox"/> 取扱条件をクリアしている（※1 青果物取り扱い事業者は同意書を要す） <input type="checkbox"/> 共通返礼品の記載は、必須であることを了承 <input type="checkbox"/> 元自治体の寄附金額を下回っていない <u>元自治体における出品 URL :</u> | | |
| 注意事項 | ふるさと納税の返礼品として、食品を製造・加工し提供する場合は、食品衛生法に基づく営業許可または届出が必要となります。 既に営業許可をお持ちでも、取り扱う品目に応じた製造業の許可が必要になります。 製造・加工する食品について、どの許可が必要かわからない場合は、保健所に確認のうえ、必要な場合は申請又は届出を行ってください。 | | |
| 商品名 | | | |
| 商品内容 | | | |
| 商品PR | | | |
| 市場価格 (包装・箱代等含) | <u>_____</u> 円 ※寄付金額の3割以下 | | |
| 備 考 | | | |

※申請の前に、岩出市商工会への事前相談の上、申請時には申請書・商品の写真を添付してください(カラー、5メガ以内)

ふるさと納税返礼品等取扱いに係る確認事項

返礼品登録には、総務省が定めた地場産品基準のうち、いずれかの要件に該当するものであることが必須です。

なお、事業者や返礼品の要件の解釈に疑義が生じた場合は、岩出市が内容を協議し判断いたします。

岩出市では、上記の基準に加え、事業者の要件として

- ・ 市内に本社(本店)、支社(支店)、営業拠点、生産拠点のいずれかがある法人または個人事業者であること。
 - ・ 市税等の滞納がないこと。
 - ・ 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等でないこと。
 - ・ インターネット環境が整っていること。
- のすべてを満たすことを条件としています。

注意事項

- ・ 登録事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市及び委託業者へ報告すること。
- ・ 登録事業者は、当該業務で知り得た情報を、他の目的に使用できないこと。
- ・ 登録事業者は、本事業における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守すること。
- ・ 登録事業者は、食品を返礼品として取扱う場合、地場産品基準、食品表示法や食品衛生法に遵守すべき事項が記載された書類を整備し保存をする義務があり、これらに違反があった場合は、取扱いの停止、市に損害が生じた場合、市は損害賠償を請求することがあること。
- ・ 登録事業者は、返礼品として食品を製造・加工し提供する場合は、食品衛生法に基づく営業許可または届出が必要であり、既に営業許可をお持ちでも、取り扱う品目に応じた製造業の許可が必要であることから、確認しておくこと。なお、製造・加工する食品について、どの許可が必要かわからない場合は、保健所に確認のうえ、必要な場合は申請又は届出を行うこと。
- ・ 市は、品質等に関する保証やクレーム対応については、一切責任を負わないこと。
- ・ 市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取扱いについて、予告なく取扱いを停止することがあること。
- ・ 返礼品の取扱い開始時期については、返礼品の承認後に、登録事業者、市及び委託事業者で調整を行うこと。

地場産品基準

- 1号 岩出市内において生産されたものであること。
- 2号 岩出市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3号 岩出市内において返礼品等の※製造、加工その他の工程のうち※主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3号イ(熟成肉) 地場産品基準第3号イに規定する、和歌山県の区域内において生産された食肉を原材料として、岩出市内において熟成したもの。
- 3号イ(精米) 地場産品基準第3号イに規定する、和歌山県の区域内において生産された玄米を原材料として、岩出市内において精白したもの。
- 3号ロ(企画立案) 岩出市において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が岩出市内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4号 返礼品等を提供する岩出市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)
- 5号 略
- 6号 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
- 7号 岩出市内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含。)の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が岩出市に相当程度関連性のあるものであること。
- 7号の2(宿泊) 岩出市内に所在する宿泊施設であって、和歌山県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。
- 7号の3イ 五万以下(宿泊) 岩出市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの
- 7号の3ロ 略
- 7号の4(電気) 略
- 8号イ 岩出市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- 8号ロ 和歌山県が和歌山県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを和歌山県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- 8号ハ 和歌山県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9号 略
- 99 略
- セット 略

※製造、加工その他の工程によって相応の付加価値については、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

【実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例】

輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作

単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること

※当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断する。